

## 食品の安全・安心リスクコミュニケーション（意見交換会） 『農場から届ける食の安全・安心』

日時：平成25年11月6日（水）

13:00～15:45

場所：アルカスSASEBO  
（イベントホール）

### 講 演

#### 「農産物生産段階でのリスク管理」

株式会社AGIC 代表取締役 田上隆一氏

皆さん、こんにちは。細かいご紹介をいただきましたけれども、あえて私から自分の紹介を付け加えますと、少しばかりの米づくりと野菜と果物をつくっております。茨城県ですね。もともと農家の長男で、跡取りということで農業で生計をたてなければいけないと思って頑張ってきたんですが、農業だけで生計をたてることはできず、いろんな仕事をしておりますが、農業は宿命と思っているし、また好きですから続けております。続けるにしても原価計算をしていきますと、赤字の年が何年も続きました。最近、この5、6年ようやく赤字ではなくなってきました。それはなぜかということ、レストランを始めたからです。農家レストランです。日本の農業をどうしようかということいろいろ考えて海外に行ったりすると、特にヨーロッパの南部の方、スペインとかイタリアに行きますと、農家レストランってたくさんあるんですね。これはいいと思って真似して早速始めました。ランチとディナーと出しておりますが、不景気だと言いながらも、あるときにはうちを使って家族のパーティーをしてくれたり、“ママ友”が子どもたちをたくさん連れて、「農家レストランだから気軽にできるわ。」とあって、スペイン料理を食べていただく、スペイン料理のレストランでございます。

米と野菜が中心ということでやっておりますが、そういうことをやっていく中で世の中随分変わったなという実感を、そのレストラン経営の中から非常に強く感じております。生産者、消費者と分けて漠然としているようなことでは決してなく、私自身も自分の家で作るときは生産者であります、食べるときは消費者であり、我が家で採れたものは私が食べるものうちのほんのわずかということになりますと、圧倒的に消費者なんですね。そういう視点で物を考えていけませんと、枠決めしてあれはあれ、これはこれとってしまうと何の解決にもなら

ないということで、きょうは食の安全・安心というテーマでみんなで情報交流しようということですから、そういう視点でお話をしたいと思いますが、いずれにしてもご紹介いただきましたように農業関係者、農家の方々の教育とか勉強会の中でお話することばかりなので、全くそうじゃない人にはわかりにくいと思うことがあるかもしれませんが、そのことはディスカッションの中でまた解決できればと思っております。

そこで食の安全・安心ということで、GAP(ギャップ)、ジーエーピーの話をするのですが、おいおいお話をしていきますが、食の安全というものを保証していくためには、多くの課題があると思っています。一般にファーム・ツー・テーブルという言葉が使われていますが、ファームは農場、テーブルは食卓ですね、農場から食卓までその間に何かあってはいけませんよということです。最大のリスク管理者は食べる人です。今食べる人が腐ったものを食べますか、変なものを食べますか、ここの管理を抜きにしたら、自分でだめになりますね。どのように調理したのか、その前にどういう保管をしたのか、どこで買ってきたのか、賞味期限とか消費期限とかちゃんと管理したのか、肉のトリミングはしたのか、とかいう取り扱いの問題が出てきます。そもそもどこから買ったの、さらにその商店では、バックヤードで何をしていったのか、わけのわからないところで買ってはいないか、素姓の知れないもの、その他いろんな課題があります。さらに途中の加工で問題がなかったか、流通で問題がなかったか、せっかく冷蔵したのに途中で常温に置いて、野菜が結露した、結露すれば農産物の中の菌が増殖するかもしれませんが、それはどうなのか。

ところで、商品に対して無菌、殺菌、滅菌という要求もありますが、収穫された農産物に何の菌もないということはありません。農産物には何らかの菌がいるものです。そもそも菌なしでは農業が成り立ちません。菌がいるから農産物が育つと思っていいです。世の中にあるいは農場に菌がなくなったら、農業は全くゼロです。育ちません。農作物はさまざまな微生物と関わって育っています。ところが、そういう微生物の中には悪さをするものもある。それらの量がふえると腐敗したりする。病原性といわれる細菌だと食中毒事件を起こす。というようなことですから、その間の管理が大事だということになります。

そもそもそういう考え方で農業をやっていますかということが問われ、しっかりやっている、流通も食品加工も小売も家庭でもちゃんと管理している、しかし、それでも問題は起こり得ます。元々の材料はどこから来たのかと問えば、農産物の種、資材あるいはさまざまな肥料とか微量的な要素、こういったものが工業的に作られているんです。仮に、その過程に問題があればだめですね。ただ原材料に問題がなくても完全ではない。そもそも、農産物は工場の中でも

のを作っているわけではありません。畑や水田は、広い大地の中で、大気に包まれて、水が流れてきて、そしてその土壌の中で、つまり土の中で育っているということですから、「その環境大丈夫？」ということを考えなければなりません。

最近の話で端的なことをいいますと、「放射性汚染物質が空から降ってきていたらどうする？」というような不安も含めて、自然環境の安全に関する心配事が出てきますから、食の安全・安心は一朝一夕にいくものではないということであります。だからこそ国を挙げてこの問題に取り組むということになるわけですが、私がお話できるのは、農場から食卓までチェーンのようにつながっている一連の中で、生産をするという人が何に気をつけていけばいいのか、そしてどうしているのかということについて、消費者の皆さんにご理解いただく。このことが私のきょうの目的と思って、お話を進めていきたいと思えます。

それでテーマに、「農業をずっと続けていくために」というサブのタイトルを付けました。ということは、もしかしたら農業がなくなるかもしれない。2つの要因でなくなるかもしれないと思っているんですね。一つは、自然環境の問題です。農業ができる状態じゃなくなってしまうかもしれないという恐れがあります。もう一つ、TPPのことで皆さんもご存じと思いますが、世界の自由貿易の中で農産物も全く自由にしましようという動きがあります。ところが経済というものは、お金の計算ですから、高いか安いということですね。貨幣価値の違いというのは例えば20万円もらわなければ1ヶ月生活できない国と1万円で生活できる国があります。1万円で生活できる人たちの労働力というのは非常に安いですから、そうすると、そこで作られたものというのは圧倒的に安い。それが全部になったときに日本の農業はなくなります。単純にいうとですね。そういう意味で農業は続かないということになったときに、果たして私たちが100%海外に頼っていけるんだらうか。そのときの先程のファーム トゥー テーブル、農場から食卓までの安全というのはどうやって担保しますか、ということもみんな考えなければならぬと思います。そういう意味でサブタイトルを「農業をずっと続けていくために」というものにいたしました。

そこで最初に申し上げましたジーエーピーという話をします。農業の世界では、この10年間にGAPという言葉が、意味は十分伝わったかどうかわかりませんが、かなりのレベルで言葉としては農業関係者には知られているところであります。これは例によって、海外から来たものの省略ですね。グッド アグリカルチュラル プラクティス、グッドはよいですね、その反対はバッドですね。それからアグリカルチュラルは農業の、プラクティスは、行い、活動、

農業すること、農産物をつくる行為、そのことをいいます。農業の行為がよい、よい農業の行いというようなことですね。そのことは、かくかくしかじかですよと書いたコード、コードがあるというのは決められたことがあるということですが、そういうコードがつくられて、これを総合化して適正な農業の規範、見本、お手本といわれるようなものがつくられるようになったということでもあります。

適正農業は当たり前といえば当たりのこと。良い農業とか、悪い農業ということがあるの？ 一体悪い農業と良い農業とはどういうことなの、ということを考えないと、このGAPの意味が理解できません。良い農業をやって当たり前でしょう、少なくとも真面目に農家は栽培し、農協も懸命に地域の振興のために頑張っているということですから、その事は良い農業に決まっているということですが、必ずしもその真面目だけでいいんだらうか、ということが問われるようになったのです。

なぜ今、あえてGAPとして、問題視しなければならないかということのキーワードは2つ、農業が近代化されたということと、その結果として農業環境が大きく変わったといことです。正しくは自然環境の中の農業環境ですね。農業でやっているところは自然であるという言い方もされますが、農業は全くの自然ではありません。むしろ世界で最初の、地球上で最初の環境破壊者は農業ですともいえるのです。全くの自然の状態を、人間の食べ物を効果的に得るために、自然ではない人口の行為、管理する土地にして、そこで作物にいい状態をつくり出すというふうにしたものが農業ですから、ある意味では、純粋にいうと環境破壊の最初の産業が農業であるということなのです。

ここで問題なのは、農業のそのこと自体も大きく変化したということなのです。農業がどのように変わったのかということを見てもみると、これは国連の人口統計なんですが、推計では今年の8月に、71億3,000万人いるとされています。こんなに急に増えたのもわずか50年前からです。何千年間とずっと地球上の人口は、1000年前も2000年前も10億人くらいしかいなかった。20億人になったのは、わずか1000年前です。ところが第2次世界大戦が終わった1945年以降、とりわけ1950年以降、グラフは垂直に伸びるようになった。これと農業の関係というのはどうなのか、見ますと、今までは農業の作物の栄養素、窒素、リン酸、カリいう3つの主要要素が、自然の中からはしか調達できなかった。それが工場で作れるようになったんです。工業的に大量に作れるようになったから、買って散布すれば作物はいくらでも育つ、いくらでも取れるから安心して子どもも産める、つまり人類の幸せに大きな貢献をしたということでしょうね。

十分に食べていけなかった60年から100年、150年前、安心して子どもを産めないという時代だったと思います。そういうことが解消されたという意味では、窒素固定化の発明と工業化は私たちの大きな光になった。ところが、窒素肥料の製造・使用も、行き過ぎるといえる問題があることがわかってきました。1970年代ごろから徐々にわかってきましたね。

投与した成分を作物が吸収してくれれば、それは作物の栄養成長ですからいいんです。私たちの体に入って人間の栄養になる。ところが、そうならない栄養分というのは農業の目的からすれば無駄です。どこにあるかという、大気中に蒸散したり土壌中にずっととまっていたり、あるいは水に流れていったりする。そのときに、大気は汚染されます。地下水を汚染して井戸水が飲めなくなってきました。川や湖が富栄養化し、アオコが発生したりで湖にも海にも汚染が広がってきます。後でデータも見ますが、そういう状況になってきたんですね。

窒素というのはその形態がいろいろに変化してアンモニアにもなりますが、アンモニアでいるときには蒸散していき、大気汚染につながるということです。考えてみたら、私たちの幸せをもたらした化学肥料が、不幸の要因にもなりはしないかということですね。その他でも、具体的に見ていきますと、私の住む茨城県の霞ヶ浦という湖は富栄養化で知られています。そこから筑波山という山に汲み上げて、私のまちはその水を飲料水にも農業用水にも使っています。直径2メートルのパイプ2本で引いています。なぜそうするかというと、水利権がないからです。茨城県には十分な水を蓄えられる山がないのです。栃木県とか群馬県とか福島県にはあるんですが、水利権というのはお金で買えるとは限りません。上流からの水が湖に入ってたまったものを、今私たちは飲んだりしているんです。ところが、その水が窒素やリンでひどく汚れているんですね。窒素成分の原因の43.7%は農業が原因であることがわかっています。どうでしょう。世間的には工業による公害だとか生活排水で大変だと思われがちですが、確実に農業が圧倒的に多いということがわかっています。こういったもののほかに、地下に浸透するものもあります。植物が吸収しない窒素成分は土壌中にありますが、形態が変わって硝酸態窒素になっていけば、雨が降ったときにそれが溶けて地下に浸透します。地下は私たちが想像する以上に川が流れているんですが、その地下水が硝酸塩で汚染されるのです。

次の図は、飲料に適さないという地下水が検出された市町村を黒く塗りつぶした地図です。日本中の農業生産地のほとんどが該当しているということがいえるんですね。汚染の実態はどうかと地目別に調査した結果を次のグラフで見ると、畑の約6割近くが水道水としての基準値オーバー。樹園地、みかんとかりんごとかの果樹園で、5割近くが基準値をオーバーしている

ということです。生活排水などによる汚染よりもはるかに高いということを考えますと、広々として自然で美しい、いい空気で、清々しい自然だと思っていた農業地帯の地下が、このように汚染された状態であるということが驚きです。

水田は他のどの地目よりも少ないんですね。これは先程言いましたように、水を張った田んぼでは、窒素成分はアンモニア態で存在していて、溶脱せずに土壤の粒子にくっついていきますから地下水を汚染することがないんです。そのかわり、その土壤を例えば皆さんはご覧になったことあるでしょうか、田んぼは田植えの前に代掻きをしますね。代掻きではある程度の水が必要ですが、田植えの際には機械の都合上水は少ないほうが良いのです。そのために田植えの直前に排水することがあるのですが、その時点では茶色く濁った水が流れていきます。当然、土壤と一緒に肥料成分も流れ出てしまいます。土壤流亡に関しては、航空写真で沖縄の海岸が真っ赤になっている、赤土が流れてサンゴ礁が破壊されるということで、自然資源保護の観点からの大きな問題になっています。沖縄の場合の多くは水田ではなく、対策が採られていない畑からの流出ですが、海に直結しているところが多いために土壤流亡が深刻です。

そういうようなことが起こってしまっていて、田んぼからは地下にはいかないけれども表面を流れて、河川・湖沼、そして海に行くという問題があることがわかっています。このことはわかっているんですが、あまり事件にならない。我が国は雨が多いため水が豊富で、上水道を地下水に頼るところが少ないということもあるかもしれません。

ところが、長野県の新聞にこんなものが出ていました。上水道を地下水に頼ろうと思い、水質の調査をしてみたところ、窒素成分が多くて飲めないと。これはいかんということで、その市役所の市長が農協になどに、「農家の皆さん肥料を少なくしてください。養豚をやっている農家、むやみに糞尿を流さないでくださいよ。」というお願いをせざるを得ないとのこと。なぜなら、その地域の地下水の硝酸汚染の6割から7割は化学肥料が原因で、3割から4割が畜産糞尿に由来しているという調査結果であることがわかったからなんです。

地下水の硝酸塩汚染は、今になって驚くことではなくて、すでに岐阜県においては1970年代にその問題が起こっています。住宅団地の造成で、大量の水道水が必要となり、地下水を水道水源にしようということで市役所が取り組んだところ、とても飲める状態ではなかった。水道法によれば、窒素成分は、水1リットル中に10ミリグラム以上あってはならないという基準になっています。これが飲料水の要件です。ところが30ミリグラム近くあったとのこと。これが大問題になりました。調査をした結果、原因が分かりました。この地域はエンジンの産地で、一般に10アールあたり30キログラムの肥料を投入していたそうなんです。それが多

すぎるということで、12キログラムに減らす実験をしたところ、収量は変わらなかったということでした。原因がわかれば、汚染された部分を解消するためには、その原因を元から断つことが必要です。すべての農家の皆さんに協力を求めて肥料を減らした栽培方法を続けたのです。その結果、10数年経って、30ミリグラム近くあったものが、15から20ミリグラム程度になったということです。

ここから農業についていろいろ学ぶことができます。これまでどおり真面目にやっていたら良いということではないと。このニンジンが安全です。といっても、そのニンジン生産で環境が汚れたら…、そこに住む人たちの水が無くなったら…、そのことから、私たちは地球のすべての環境の中で生かされていると考えざるを得ない状況です。そうしますと、単に「農家の皆さん、真面目に良い農業を行いましょう」ということでは済まない問題があることがわかるのです。

こういう問題に関して、日本もそうです、科学者もわかっていたし、政治・行政側もわかっていた。ところがそれが社会システムとして、どう推進するかということに関しては、ヨーロッパが早かったのです。ヨーロッパは1985年ごろから、特にEUでは1990年代に、積極的な農業政策として、「環境を大事にしよう、農家の皆さん環境保全に努めてね。」ということをやってきました。そのときの説明で、「圃場は拡散汚染源である。」と言っています。そして、「その累積した影響は甚大である。」と。環境問題の本を読みますと、<汚染の原因になるものは物質です。化学物質であったり、病原菌であったり、いろんな物質です。放射性汚染物質であったり> そういう物質がどこからか広がってしまいます。環境中に流れ出してしまふ。1カ所から流れるとすれば、それはその場所を点汚染源、1点ですからね、その出口を抑えれば、工場の排水の出口を抑えれば、周りは大丈夫だということになります。ところが畑というのは広いところにあるわけですね。そこにたくさんの肥料やさまざまな化学物質を使うことによって生産性が上がるわけですが、作物には栄養成分であっても、多すぎるとマイナスの面が起こることになります。つまり汚染の源は一面に広がっているんですよ。少しずつでも圧倒的に広がっている物質は対応のしようがないでしょう。ここにこそ農業における最大の環境問題があるんですね。

ヨーロッパ、特にイギリスなんかでは、流れている川のうちの排水の7割は汚染されているといわれています。そして全体の6割は農業が原因だと明確に言っています。そのことを明らかにし、生産者が理解したうえで、適切な農業に取り組むべきです、とGAP規範で解説しているのです。

その結果どうなったかというのをグラフで見ていきます。今EUに加盟している27カ国の1950年から2007年までの、農業における肥料の3要素、窒素、リン酸、カリの使用量の推移です。1970年代になって、ここから赤い線、窒素だけがぐんと伸びている。これは日本でも同じような傾向なのです。1970年頃になると国内の需要が満たされてきたんです。そうすると、<日本は別ですが>農産物は輸出に向けられ、量産体制になりますから、窒素の使用量がどんどん伸びてきたということがあります。この結果、農業が原因の環境汚染がわかってきて、日本でもそうですが、世界的にさまざまな対策が考えられ始まったのです。1980年代には、持続型農業、環境保全型農業が唱えられ、生産者には肥料を減らすようにと呼びかけました。しかし、そう言われても実害があるわけじゃないのに、「減らしたら収入が減るよ、この問題をどうしてくれるの?」、なかなか難しい問題で、実現できなかったんですね。そこでEUは1991年に「硝酸指令」という厳しい法律を制定しました。云わば窒素撒き過ぎ禁止令です。草地には10アールあたり17キログラム以上のスラリーを散布してはいけない、違反者は罰金だよとかね。あるいは作物が吸収しない冬の間には肥料を撒いちゃおう、というのも違反です。そのほかにも取り扱いや保管の制限など、非常に厳しい対策がとられました。

そのために生産者は、例えば先程のニンジンでいうと12キログラムは吸収するのだから投与する量を12キログラムに抑えます、ということではだめなんです。そんなに撒いてはいけないのです。もともと良い土壌の中には栄養成分があります。あるいは草や作物の残渣などが何年か掛かって窒素成分に変換をしたりするんです。そうすると土壌をよく調べて、どの程度あるのか、そのうち今年の作付け中に作物が吸収できる可給態窒素というものはどのくらいあるのか。そこまで科学的に明らかにして、それで足りない分を肥料で補いなさい。もしもすでに多すぎる場合には、栽培を中止して栄養成分を吸収するための作物、クリーニングクロップを栽培しなさい、と非常に厳しくやったんですね。

その結果、この5年間にいっきに使用量が落ちました。このデータを見てください。リン酸、カリにいたっては半分に減っています。つまり、化学合成肥料でいうと量が半分に減ったということ。窒素も同じ量だけ減っています。それでヨーロッパの農業生産性がひどく下がったかというところはないんですね。今オランダの施設園芸は世界ナンバー1といわれていますね。量的にだけではなくて質的なものとしてもね。

このように、あるべき姿を示して、それを実施する政策がとられれば、問題を解決できるということが、このことで証明できると思います。翻って、日本はどうでしょうか。ヨーロッパには田んぼはないんですが、日本は耕地面積の半分以上が田んぼです。この写真で確認できる

とおり、田んぼの水はどどどと流れ環境中に放出されていきます。この水には多くの物質が含まれて、排水に、河川に流れていきます。物質の中には先程の窒素成分とか、農薬とか、あるいは重金属などもあるかもしれませんね。鉱山の近く、上流が鉱山だったりすると、そんな恐れもないとはいえない。生産者には、そういうものが流れていくということの認識がなければならぬ。

農業環境技術研究所は、先程の富栄養化した霞ヶ浦に流れている上流の一級河川桜川の除草剤流出調査を行いました。流域はほとんどが水田地帯で、その田んぼの除草剤が、河川に流出し、湖に流れ込む様子が、それぞれの地点で検出されるかどうかの調査です。どこの農家もお金は惜しいです。無駄なことはしたくないです。だから除草剤を使ったら、しっかり畔を管理して、漏水のないようにして、止め水をしています。そうしているはずなのですが、しかし、確実に4月、5月、6月と、河川のそれぞれの場所で検出されるというのは、一体どういうことだろうかということです。考えてみてください。例えば水のない空の田んぼに水を入れます。すると水を入れていない隣の田んぼも徐々に黒く湿ってきます。つまり水はどこでも抜けて通るんですね。そして、水の粒子と同じように細かな物質も一緒に漏出していくのです。田んぼが排水路に隣接していたら、少しずつですが染み出していくということにもなるのです。それでは、農家の皆さんはどうすればいいのかということが問題です。なかなか難しい問題ですね。

その上、この図を見るとまたかと思うでしょうが、福島第一原発の事故によって、放射性汚染物質がまき散らされてしまったという問題がありますね。こんなことは農家の責任じゃありませんよ。しかし、農場から食卓へという安全確保の面から、農場としてどうすればよいのかという問題が現実につき纏っているのです。

この問題について、特筆すべきことがあります。私がGAPの指導で訪れていた島根県で、牛の枝肉からセシウム137が発見されたということがありました。4626頭です。そっちの方にもホットスポットがあったのかということになりましたが、そうではなかったんですね。冬場に飼葉にしていた藁が宮城県から買ったものであることがわかったのです。農業は経済活動ですから、コストをかけない方法をとることが普通ですね。遠くからでもその藁の方が安ければそれを選びます。しかし、今まででは想像もつかないような汚染物質セシウムが入っていたということです。いったいどうすりゃいいのよ。

ここでリスク管理の重要性がわかります。農家が真面目にやれば、あとは大丈夫ということではない。外から入ってくるもの、自然にあるもの、あるいは自然そのもの、これらを意識し、リスクを把握しないと、最終的な消費者の期待に応えられないということになるわけでありま

す。リスク管理とは、危害要因とそれが発生する程度の率のことです。危害を起こすかもしれない要因物質があっても、人間が一生食べ続けても問題がないというのであれば、とりあえず安心できるのですが、問題はその程度です。これはだめよというレベル、このことをしっかり認識しなければならない。認識といっても、よほどの知識とよほどの体制と社会システムが整わなければならないという問題もあるんですね。特に、食品の安全ということになりますと、農薬ということが気になるんですが、農薬というのは非常に高いレベルでコントロールされています。例えば、私が生まれた1950年、-先ほどの肥料と同じように農薬が登場しています。-その頃の農薬、すごく効いて害虫を撲滅してくれる。これは効くぞと喜んでいた人間にも効いちゃったということがありましてね。しかし、そういうものは今は使われていません。1970年の農薬取締法改正でそれらはなくなりました。さらに、残効性が特に高い有機リン系農薬は、世界的に禁止されています。2000年にストックホルムの国際会議で、残留性有機汚染物質POPsとして世界各国で、日本でもそれを批准しています。ですから、昔の農薬についての危険を知っている人が、現在も同じ認識でいる必要はありません。1970年を境に、それ以前を近代農薬、それ以後を現代農薬と分けられるほど、現在はリスク管理されているのです。

さらに、先ほど諸岡課長から話がありましたけれども、2003年にはこれまでとは違った大改訂がありました。農薬取締法はそれまでは、作る人、輸入する人、売る人に対する制度でした。ところが、今回の改訂では、使う人に対して様々な義務を課すもので、そのことで問題を起せば罰則も課すことができる厳しいものになったのです。農家がこの農薬取締法で規制されるということです。ですから、違反すれば刑事罰にもなりますし、行政指導、例えば農産物流通停止ということになります。今は、農家に対する監視が厳しくなったということです。だから別に悪いことをやっているわけじゃないと思っていても、規則を知らないことで咎めを受けることにもなりかねないのです。

だから、もっとリスク管理しなければということになるのです。同じ2003年に、食品安全委員会は食品衛生法を改正しています。農家がやるべきことをしっかりとやっても、検証はできるのか、結果どうなんだ、結果責任を持ちなさい、ということになりました。

農産物を食品として販売することについての結果に対して責任をちゃんと持ちなさいということですね。つまり、農家が悪くても悪くなくても、農薬取締法を守っていても、あなたの農産物から国が決めた基準値を超える農薬が検出されたら、それはあなたの責任ですよという、云わば無過失責任主義です。過失がなくてもあなたの責任というものになったんです。これは

厳しいですね。そのために、一つひとつの農産物ごとに、残留が許される値が、一つひとつの農薬ごとに、全部決められたんです。すべての農薬についてです。すべての作物についてです。しかし、現実を見ますと、登録農薬がない農作物にとっては大変なことになりました。生産量が少ないもの、<もともと日本にあったおいしい作物、しかし少なくて珍しいものだったら>、そういうものに対して、農薬会社は農薬を作っていないことが多く、現実には農薬を使用できないということになってしまいます。これは社会制度だからやむを得ないということがあるんですけど、心配なのは、農家が一生懸命リスク管理していても、隣接する畑からの風で、隣の農薬が、うちの野菜にかかっちゃった。そういうリスクも考えなければならないことです。

知らずにそういう野菜を販売すれば食品衛生法違反です。あなたの作物から出たということですからね。こういう問題に関して、どうやって対処するのかというのは、地域の中でもうまい解決法はなかなかありません。だから、みんなでお互いにつくった作物を登録し合おうよとか、自分が農薬を散布するときは知らせようとか、そういうことをGAPの実践として取り組んでいるというのが実態です。リスクを評価して、必要な管理を行う、そういうやり方が良い農業のやり方、つまりGAPということなのですから、この法律ができる前と後では、GAP、良い農業のやり方は時代によって異なるということにもなるのですね。このことを知らないでいたら、その人はGAPではなくて、BAP（バップ）なんです。GAPがグッドですから、グッドの反対はバッドだからBAP、悪い農業のやり方、不適切農業ということですよ。

食品衛生法で残留農薬の基準値を全部決めたポジティブリスト制度は、2006年の5月29日に施行されましたから、5月28日まではGAPだったのに、29日からはBAPだということになったのですね。社会的必要性とでもいいますが、あるいは法律に基づくということになると、そういうことになります。そのことをどうやって担保していくのが課題です。

県も国も抜き打ちで農産物の検査をしています。そのために法律が改訂されてから、その件で様々な事件や事故が起こっています。今までは事件にはならなかったことです。例えば2006年に北海道の農家のかぼちゃからヘクタクロルという物質が検出されました。「それは40年前の農薬取締法大改正のときに使用できなくなった農薬なのに、なぜ?」「いやいや、使っちゃいませんよ。」ということだったと思います。背景が分かりました。北海道は昔多くの畑でビート、砂糖大根を作っていました。連作すれば線虫が出ます。これを退治するために使用した農薬です。ところが45年前のことですから、その後は使っていません。そもそも今農家にその薬剤は無いのですから。とにかく、対応としてはすべてのかぼちゃが処分です。流通しているかぼちゃは200トンが回収されました。新聞によると、その後北海道の農協の自主検

査では、全出荷量の6.6%から検出されたとのことでした。

原因は40年以上前に使ったものが畑の中に残っていたということです。一旦環境が壊れてしまうと元に戻らないということもそこから言えますね。ただし、今の農薬はそんなことないですよ。ヘプタクロルは残留性有機汚染物質に指定されています。つまりいつまでも残留しているものは絶対禁止になっています。しかし、禁止になって使われなくなっても、その薬剤によるリスクがなくなったわけじゃないということを知らなければならないのです。そして相應しい管理をしなければなりません。農作物によって、その成分を吸収しやすいものとか、あるいは吸収しやすい環境状態とかが研究されています。セシウムなどもそうですが、それぞれのリスクを評価して、適切な対応策を考え、管理しなければならないということです。

その意味で現代農薬は良くコントロールされていて大丈夫です。例えば、きゅうりやトマトの農家が夏にはよく消毒作業を行いますが、その際に使用する薬剤は収穫前日数が「前日」というものです。これらの薬剤は、使用后24時間経てば、それは舐めようが、飲み込もうが、人間の健康には何の問題もないのです。そのように毒性の少ないものなのです。

ところが40年前までは、毒性が強く、さらに残留時間が長いものが農薬として使われていたのです。東京都が2002年に814カ所で調べたら、約1割から有機リン系の薬剤が出たという報告もありますから、そうすると私たちは、土壌も、大気も、水質も、科学的な手法で調査し、リスクを評価して、適切な対応策をとるリスク管理をしなければならないということになるわけです。そういうことが、今、GAPが必要といわれる理由なのです。単に真面目な農家というだけではないということです。

アメリカで最大の食品事件は病原菌による食中毒ですね。トマトからサルモネラが出たとか、ハウレンソウからO-157が出て死人が出たとか、メロンからのリステリア菌で33人もの死者が出たりと、大きな事件が相次いでいます。ヨーロッパでは一昨年50人が死んでいます。これはO-104という腸管出血性大腸菌です。この年、この翌年でしたか、日本でも牛の生肉からO-101が出て、7人ぐらいでしたか、正確な数字ではないのですが、亡くなっていますね。大事件ですが、多くは迷宮入りなんですね。ヨーロッパではスペインの夏野菜やその他いろいろなところが疑われ、ドイツではモヤシにその菌が付着していたとして、最終的には、エジプトの豆の輸入を禁止して一件落ち着いたと聞きました。食中毒そのものは収束したのですが、結局、因果関係は明らかにならないんですね。そういう問題があるから、どうしてもみんな不安になる、つまりわからないから不安なんですね。

日本でのO-157による食中毒事件の例を見ると、1996年に貝割大根の種が疑われて以来、多くの食中毒事件が発生し、たくさんの方が被害にあっています。患者数の括弧内は死者数です。原因となる食品はある程度推定されていますが、汚染の経路や原因は明らかになっていません。口にする前に病原菌が増殖するのは、加工段階ではないかと思われる例が多いのですが、生産段階までは遡ってはいません。

先程の化学農薬も、化学肥料も、それから、こういう病原性の微生物も目に見えないものです。私たちが食品安全の中で戦っていかなければならないものは、すべて目に見えないものなんです。目に見えない食品危害要因にどうやって立ち向かっていくのか、そのこともGAPの重大な課題です。

農産物の安全性確保は、生産から流通までの全体で取り組む必要があります。例えばこの図は一般的な流通の流れですが、お客さんに販売するスーパーマーケットはGRP、Rはリテラー小売です。運送会社はGDP、Dはディストリビューション輸送です。その前の食品加工会社はGMP、Mはマニファクチャー製造です。そして当然、農業生産はGAPということになるのです。このように、サプライチェーンのすべての段階でG~Pグッド・プラクティスでなければならないのです。それぞれの段階の規範に基づいて、現状のリスク評価を行い、チェーン全体を通してリスク管理ができたときに安全が担保されることになるのです。

これらのチェーンのどの段階においてもGP(グッド・プラクティス) 適正管理であることが、今世界の食品業界で求められるルールになっています。GFSEI、グローバル・フード・セイフティ・イニシアチブという団体、これは世界の食品小売の7割ぐらゐを占める企業が加盟して、第三者の認証制度を指定して事実上の国際標準化を推進しているのですが、バイイングパワーを発揮して、生産段階に対しても世界基準のGAP認証という厳しい要求を出しています。これから流通制度に乗せて農産物を販売する農家は、頑張ってGAPに取り組んでいくことが必要になると思われます。

GFSEIからの要請などもあって、ヨーロッパの食品工場ではHACCPとかGMPの検査を受けなければなりません。農家はGAP認証検査を受けなければ商談が成立しないようになってきました。日本でも政策的にHACCPが推進されていますが、EUのような食品業者の義務にはなっていません。農業生産者のGAPも同じで、行政は取り組みを推奨するだけです。

強制か自主性かはいずれにしても、どんなに努力しても、食品の安全を保障することはできません。安全性の確率をどう高めていけるかが流通の各段階での課題です。安全の反対は危険です。危険はリスクです。リスクをいかに減らしていくのかということが、GAPの最大の課題

です。

日本的農業事情の中で、もうひとつ考慮しなければいけないGAPの課題があります。日本では、農作業中に毎年400人死亡しているんです。

今年の夏、8月の最後の週に、私は沖縄の宮古島で農業改良普及員のためのGAP実践研修を行っていました。労働安全問題について質問したときに、「作業中に危険を感じたことはありませんか？」「危険な道具や機械や場所はありませんか？」と質問したところ、「この島で去年農作業中に死んだ人がいる。今年も死んだ。今年は隣の人。」ということでした。隣の72歳の人が、らっきょうの植え付けのために耕運に行ったが、夕方になっても帰ってこないで、奥さんがどうしたのかと思って畑に行ったらエンジンの音が聞こえた。「お父さん、お父さん」と呼んでも返事がない。後ろに回ってみたらトラクターの後ろのロータリーに巻き込まれて中に入っしまい、顔も判別できないような状態で死亡していた、ということでした。身近にそんなことがあると、あまりにも驚きですが、そういうことが日本中だと年に400件あるのです。

この表を見てください。ずっと毎年400人なんですよ。作業中に死んでしまう人が400人、そうすると重症患者はどれほどいるのでしょうか？ハインリッヒの法則だと重軽傷者が11,600人、ヒヤリハットの件数が12万人といことになります。農業がこれほど危険な産業であったときに、消費者としての考え方はどうすればいいんだろうか。農家が命懸けでやって命まで取られるような危険な状態の中で、私たちのために食品安全だけは担保しろよと言って済ませられるのかどうか。

この事態を他産業と比べてみますと、農業で年間400人ということは、農業者10万人当たり11.8人です。これに対して、農業も含めた日本の全産業の10万人当たりの死亡者は3人です。約4倍ですよ。4倍の死亡率だったら「こんな危険な仕事はない」とことになるでしょう。これは日本の、日本とか韓国の特徴的なものです。規模の大きな企業的な農業をしているところでは、こんなことはありません。規模が大きければ労働基準監督署の指導もあるし、自前で管理ができる。しかし、家族による零細な農業では雇用関係が少ないことなどから社会的責任ではなく、すべてが自己責任で行われているということになるわけです。そのことに関して問題が起こっても、自己責任だからといって、行政もだれもタッチしません。だから被害は一向になくならない。この問題を解決せずして誰が農家に厳しいことを迫れるのか。消費者が助けなければ農業は成り立たないということです。

先程、持続的な農業について話しましたが、農家で唯一の農業者が死んでしまったら農業は続かないんです。そうすると、農業を持続するためには労働環境の安全ということも含めて考

えていかなければならないということになります。GAPの目的である、良い農業の要件の中に労働衛生や作業安全なども入れなければならないのです。

ここまで私がお話ししてきたことを振り返って、今なぜGAPなのか、GAPとして意識しないとイケないかということ、図にまとめました。科学技術が発達して農業はものすごく生産性が上がった。肥料や農薬を使って、大型機械も使って。これは人類にとっての光です。これはとてもいいことなんです。ところが、化学肥料を使いすぎて土壌が劣化した、あるいは硝酸態窒素で地下水が飲めなくなった。それから農薬で土壌が汚染された、45年経っても危険だとか、あるいは、農産物に基準値を超えて残留し、法律違反になるという問題が起こった。これには経済・社会のグローバル化ということも原因していると思います。つまり、その地域で採れたものを、その人たちだけで食していれば問題はないのですが、今は世界中から安い農産物が入ってくる。そして、グローバル社会の食品流通で、BSE、O-157、サルモネラ、こんなものが世界同時多発になるかもしれない。初めて耳にしたときBSEは、イギリスでクロイツフェルト・ヤコブ病という気味の悪い病気が発生した、と聞いていたら、北海道で腰の立たない牛が出て、茨城で腰の立たない牛が出た。伝染するのか？などと思われましたが、そうではなかったのですね。和牛として日本独自の牛を肥育していますが、しかしその牛肉の元となる牛の餌は90%以上が輸入です。輸入なら安いですが、その中に肉骨粉が入っていて、しかも、BSEにかかった牛のプリオンが入っていたということなのでしょう。

そういうグローバル経済社会におけるリスクの広がりというのを、私たちは考えなければならぬ。一人農家の責任ではないということですが、この農業繁栄の影の部分が環境破壊であり、健康被害である。この問題を明確に意識して、認識して、リスク評価のもとにリスク対応しなければならないのです。それが、今求められる良い農業のやり方ということなんです。GAPなんです。だからグッド アグリカルチュラル プラクティスというのは、環境と健康の安全性を確保して、農業を持続できるようにすることであるというのが、定義づけとしてはいいんじゃないでしょうか。

そういう由来というのを見たら、次はGAPの意味をちょっと掘り下げてみてみましょう。GAPは、例えば法的な位置づけでいいますと1993年、これは日本も世界にそれほど遅れてはいませんね。環境を大切にす政策の根幹を示す「環境基本法」ができました。そういう法律に基づいて、1999年には新しい農業基本法「食料農業農村基本法」というのができま

した。1961年に制定された農業基本法が、これまでの日本の農業の形態を作ってきたんですが、それを180度転換して、2005年の食料職業農業農村基本計画では、環境と調和のとれた農業を行いなさいということになったのです。

これまでの農業は、食糧難の時代に食料増産、高度成長期における農家の所得拡大などが目標とされて、科学技術を駆使して農業の近代化が行なわれてきたのですが、新農基法の下での基本計画では、日本の農業生産活動全体の在り方を「環境保全を重視したものに転換する」と宣言し、農業者が環境保全に向けて取り組むべき最低限の「規範」を策定したのです。さらに、2010年には生産者の具体的な手続きにも言及するGAPガイドラインが作られたのです。

この中でGAPというのは、農家は生産工程を押さえて、工場などと同じように管理することである、としています。また、環境に関しても、消費者に安心してもらうために、農家は土づくりに努め、化学物質を使いすぎない環境にやさしい農業を推進しています。土づくりは、必ずしも肥えた土というだけではないですよ。管理が不適切であれば、土壌や地下水が汚染されるんですから。そういう意味で、合理的、効果的で効率的な施肥、防除、こんなことを考えて、環境重視の農業にきなさいというのが、今の政策の主流になっているのです。

環境保全を重視した農業のあり方についてこんなにも書いています。農機具などで鎮圧されることによって土壌が劣化する。肥料による一酸化二窒素でオゾン層の破壊につながる。硝酸性窒素で土壌が汚れ、地下水や河川が汚染される。農薬による防除で微生物が死滅し、生態系が乱れる。微生物がいなかったら農業は成り立ちません。とりわけ土壌中には1億以上とも言われる微生物がいます。それがいかなかったら、良い農地ではないのです。ただの泥です。泥では栽培できません。土壌は、水や有機物と微生物によって作られます。だから有機資材を入れる努力をしているのですが、有機資材も、ただ入れればいいということではなくて、微生物が死んでしまうようなことではいけないのです。

農薬を使う者が守らなければいけない省令というのが出されていて、生きとし生けるものを大事にきなさいということが記述されています。土壌を汚染しないこと。水生動植物に害を与えないこと。それから人畜や作物に害のないようにすること。飲み水に使うような水が流れる河川を汚染しないこと。これが農家に課せられた義務なんです。

科学的にこれを実証できるようなGAPにきなさいということ。昔は意識しなかったけれど、経験的に比較的によくできていた。そこに新たな物質が投入されて、私たちは幸せになった。だけど、それが行き過ぎたときには一遍にどん底に落ちるかもしれない。つまり、続かなくなる。農業の持続性がなくなるというわけであります。

GAPで儲かるわけじゃないんです。経済に任せていてはこれではできないので、よくあるでしょう、「安全というのは経済では買えない」という言葉が。コスト、コストと節減ばかり強いっている会社が事故を起こしやすい、というのはよくあることじゃないですか。しかし、そうはいつでも、今私が申し上げたような理想、理念、あるいは道徳的観念だけでは人間動かせませんよね。今年は頑張れたけれども、来年は続かないでは困るんです。だから、経済的動機というのをどうしていくのか、その意味でGAPには国民的な理解が必要で、今日のようなコミュニケーションの中で、消費者が農業を理解するというのが、まずスタートとして大事なことです。

ヨーロッパのEU共通農業政策は、GAPを、「市場では交換できない、自然環境、景観、地域文化などの社会的資産としての価値、これに損害を与えない人間活動の取り組み」と考えているのです。生産者がこれだけのことをしているんだから、納税者も負担、つまり税金で農家の所得補償をすべきであるということです。農家はかわいそうだから所得補償する、というような話じゃないです。所得が減ったから補うという意味じゃないですよ。もちろん減り続ければ、農業は続かない。それをどうするかということですが、EUでは、個別の所得保障をやる理由として、生産者は「お金に換算できない社会的資産としての価値を上げている。」「これは誰が負担しますか」と。全国民で負担するしかないというのが世界の主流になっています。

次の図は、GAPと負担の問題なんですが、細分化していますが、例えば、環境汚染がひどい状態というのは当然汚染者負担の原則として農家が負担しなさい。むしろ政策としては罰則をかけなさいというような状態。環境に悪いことをしていたんですから。今まで、知らず、思わずしていたんでしょうが、あまりひどいのは罰金です。ゼロベースまで改善することは農家の努力で。だけど、そこからさらに良くしなければ、既に30年かかって汚染してしまった環境を改善していく、今よりも良いものにしていくということに関しては、みんなでやらなければいけない。そこで、自発的環境保全者に対しては補助政策を採る。支持するということです。さらに非常に高いレベルに関しては、お金をあげないとだめですよというのが世界のものの考え方になっています。そうしないと地球は守れません。

単に日本の農業を前提にお話しましたが、これは世界的なレベルです。むしろ世界のものの考え方が進んでいて、日本は、ヨーロッパから20年ぐらい具体的な施策の中では遅れていると私は個人的に思っております。

ちなみにFAOという国連の関係機関の食糧農業機関は、GAPの実践で目指すのは、安全

性と品質である。環境を持続させることである。それから採算性である。採算性は2つあることに注目してください。資源の可能な開発と農家の確立です。農家の経済が回る、採算がとれなければ、責任者がいなくなるんです。農家に責任を持ってもらうんですから、だけれども、そういうことにかけて、全体的な、地球的な、国家的、国土的、その資源の循環というものが断たれるようなやり方ではだめだと。この2つが採算性なんです。そして、社会的必要性。その地域の文化に見合うものでなければいけない、ということです。

A S E A Nという10カ国がありますが、そこがE Uと同じようにA S E A Nの自由貿易圏をつくらうとしています。2018年に一緒になろうとしていますね。そのためには、底辺である農業の規則を定めようとA S E A N G A Pというのをつくりました。ところがA S E A Nでも、タイとかフィリピンとか割と進んでいるところはできるんですが、ミャンマーとかラオスとかいうところはなかなかできない。そこで私の会社で今ラオスに行っています。ラオスに行ってG A Pの指導をしているんですが、日本の感覚で「だめでしょう。」と言ったって、「何で？」というふうになりますね。「何でだめなの？」「いや、ここに書いてあるでしょう。ラベルの裏見なさい。」といっても、識字率が悪いとかの問題もあります。そうじゃなくても中国語ではどうも……。そんなことよりも、そもそも国に農薬取締法がない。だからといって、例えば日本のものを押し付けていいわけはありません。そうではなく、その社会に侵害することじゃなくて、その中でどうすればいいのか、社会的必要性も含めて考えなければいけない。

そういう状況の中で、私たち、日本ではもう農業は採算が合わないから、途上国から輸入しようということ、経済問題だけで解決しようとするれば、その国の人たちが食べられなくなってくるというような、こちらの資源の可能な開発とか社会的必要性なんかも含めて考えなければ、G A Pというものは達成できないという、そういうものだと思っております。

そこでG A Pの理解のために「G」について話さなければなりません。G A PのGは「G o o d」、良いことです。そこで、不適切な農業はB A P、「B」は「B a d」で悪いことということです。問題は、何が良くて何が悪いのか、明らかにしなければ現実のG A Pが推進できません。

良い、G o o dをどこかで定義しなければいけないのですが、まずは法令や科学に基づいていること。法律違反は悪いといっていいでしょうね。科学は、学問のことではなく、理屈が合っているかどうかと考えます。理屈が合っている人と合っていない人がいたら、理屈が合っていない人はだめという事です。

2番目は、予防原則をとっていること。法律を守って学者の言うことを聞いていればよい農

業ができるか、といわれてもそれはいいですね。ほとんど無理です。複雑系としての農業の中では、直感に頼るところも多いんです。予防原則というのはこういうことです。「重大な、あるいは付加逆的な損害が予想される、つまり取り返しのつかないことになるかもしれないと思ったら、自分でリスク評価して、それに対する対策をしなければならぬ」。これをやらないければGAPじゃないということです。悪いことをしていない、ではだめで、あらかじめ計画をして実行しなければGAPにはなりません。そこが今問われているGAPですね。

最後に、汚染者負担の原則をとっていること。これは世界のお約束ですが、環境破壊というのは発生源が優先して改善されなければならない。例えば、湖が汚れたからほかのきれいな河川から持ってきて湖の水半分を薄めれば汚染率が半分になる。こういうのは相当頭が悪い考えかたですね。本当の解決にはならない。そうではなくて、汚染者をずっとたどっていったら、この流域の人たちの農薬であり肥料であるということがわかったとすれば、そこにメスを入れなければならない。これ汚染者負担の原則です。問題を遡及していけば、結局巡り巡って、原因を作った人たちに責任は来るんですね。食品事故を起こしてもそうです。だから問題は元々なんですね。元々が大事だということが前提ですから、例えば社長がどんなに立派で目が届いていたとしても、たまたまパートに来た人がとんでもない大事件を起こすようなことをやったとなったら、その会社は終わりなんですよ。会社は持続しないんですね。農家だって持続できません。そうすると、汚染者はどこかという、その農場であり具体的なその人である。その人にGAPを理解させ、リスク管理をさせなければならないという非常に難しい問題だと思いますね。

そういうことについて、ヨーロッパ、特にイギリスでは1990年から適正農業規範とい形で本にして出版しています。この本が2009年にこの1冊に改められました。ここで見ますと、この本は、農業者がシンプルに容易に法令を解釈でき、汚染を避ける効果的なやり方に役立つものである、とされています。「GAPというのは自然、資源を保護し、経済、農業が持続できるようにしながら、汚染を引き起こす危険性を最小限に抑える行為である」。なかなか高尚で高いレベルの話なんです。具体的には、現代農業というのはそもそも工業製品である化学物質を使っているんです。環境を侵すかもしれないものを使っているんだから、それなりの責任を持ちなさい、責任のための専門的技術を持ちなさいよということを言っています。そして具体的には理屈だけじゃなくて、どこで何をどのように操作をすればいいのか、という緊急事態の対応策まで、つまりプラクティカル、実践的に身につけていなければならない。勉強してわかっただけではなく、GAPの行為は、それを身につけていなければならないということを言っています。そして具体的にこうすべきですと、グッド・プラクティス「適切な実践」に

ついて書かれています。このイギリスのものを私どもは翻訳しまして、日本版を発行しました。そして、日本の気候風土、日本の農業実態、日本の法律や慣習に合わせた「日本GAP規範 ver.1.0」を策定し発行しました。この規範に基づいて各都道府県が、さらにローカルでプラクティカルな県版GAP規範を作り始めているというのが日本のGAP推進の実態であります。

もう時間がなくなりましたので、産地の取り組みということで、長崎県にも、もう私は毎年のように来て、普及員とか農協の営農指導員の人たちに勉強会をやっているんですが、こういう勉強会をやっています。

まず、農家に行って、「その農場のGAP度を評価しなさい」ということから始めるのです。どの生産者も、これまでもずっと良い農業を目指して、しかも普及指導者の指導の元にてやってきたのですから、いきなり法令違反だとか、リスク管理がなっていないなどと、ダメ出しすることは良くないです。普及指導者自身が、GAPについて初めて目覚めたと同じ状況を作っただけではいけません。

そのための基本的なものの考え方は、「長崎県の実践者は今までも今もGAPの実践者である」という認識です。これは認識の問題ですからね。ところが、科学が進歩した、法律が改正した、世の中が変わっちゃったことによって、去年やっていたことがGAPだったのに今年はBAPになっているかもしれない。そういうものがあつたらそれを見つけて直してやらなければならないということ、生産者に良く伝えることなのです。

生産者がGAPの入り口で大切なことは、不適切だから直す、悪いから改善するというものなので、そのために指導者がすべきことは、「どこが問題なの」、「なぜ問題なの」、「どうすればいいのか」ということを教えてあげることなんです。

そのために大事なことはリスク評価ということです。リスク評価とは、危険なものを発見して分析することなんです。しかし、ここが問題です。リスク要因は、目に見えないんです。今までの経験的な農業からは単純には見つかりません。このリスク評価には手法というものがありません。「だめなものはだめ」とだけ言ったら、農家は皆だめになっちゃうかもしれません。どこが問題なのか、なぜ問題、どの程度問題であると、課題の程度を決めることがポイントです。問題の程度をしっかりと示すこと。そしてどう対処すればいいのかを指導して、段階的な改善をするということです。その際に、重箱の隅をつつくようなことをやっていると生産者に信頼されません。

ところが、いざ、農場評価の話を始めようと思ったときに、農協の担当者などが、うちじゃ

無理だよと、皆さんおっしゃるんです。なぜかと聞けば、「うちは年寄りばかりだもん。農家は若くて60代、多いのは70代ですよ。若い人はいないんです。」と。しかし、これはGAPに取り組まない理由になりません。農業者が高齢だからやっていることが不適切でも良い、などということはまったく許されない話です。

このようにして、農業者と指導者全員を集めてGAPの勉強会をしているのですが、GAPというのはこういうことなんだよ、知らないは大変だよということを教えるわけです。ただし、GAPは農家がやればよいということではありません。農家の責任ではどうにもならないこともいっぱいあるからです。そのために、普及所とか農協が事務局としてやるべきことがありますので、この場合は誰が何にどのように取り組むか、ということについて話し合います。

まずは自ら、普及員、農協職員が、自分たちが、これは選果場ですが、農家が作ったものを最終的に送り出す選果場のリスク管理のあり方というのを学ばないと、「農家の皆さん、あなたやりなさいよ。」じゃだめですね。これをしっかりやるというのが大前提です。まず自らを直すということです。そして、その指導者が自分のところは完全にできた、スーパーと同じですよ。スーパーは、自分ではちゃんとやった上で、運送会社にも加工会社にも農家にも物を言い始めたと同じように、農協自体がもちゃんと管理されていることが大切なのです。そうすれば、その先には農協に搬入される農産物の安全性も担保しなければいけない、ということになって、農家に対する農業管理の指導の必要性というものを農協職員が学びます。

普及員や営農指導員が、農家を集めて勉強会を開きます。はじめに言いましたように、農家に行って農場評価を行うのです。現場で勉強会をしないとだめなんです。経験による直感などは、具体的には本に書けないですから。ここがどう、あそこがどうと、現場を見ながらやらないと行動や動作が見えてきません。現場を見てくると、なるほど、今までもやもやとしていた頭の中がすっきり整理されるので、これを評価表にまとめることが可能になります。その農場のリスクを発見し、分析し、評価し、まとめた評価表を持ち寄ってみんなで議論します。GAPの指導内容が人によって温度差があると困るので、ここで農場の評価内容を統一します。

討論の結果、全員の意見が一致して見解が統一できたところで、次に、指導者としてのレベルをもっと上げていくために、グループによる農場評価を繰り返すことで、単独で評価作業ができるまでトレーニングします。単独でGAP評価ができるか、指導者の試験をやります。試験はなかなか大変です。来週の12日には富山県の普及員8名が受験します。

GAP農場評価は農家を育てることが目標ですが、評価員試験は指導者を育てることが目的です。GAP指導者つまり評価員は、この農場では、いつ、どこで、誰が、何を、どうするの

かということを開き出せなければいけません。客観的な事実からだけ問題を発見し、分析・評価、判定します。評価員は確固とした証拠に基づいてのみその農場のレベルを判定するのです。そして農場に改善を勧めるのです。指導した結果は必ずもう1回見直す。ここでやっとわかる農家がある。私のために言ってくれているんだと。あなたの農業はだめだという烙印ではなくて、どうすればいいのか、「一緒に改善しようよ。」と、農家の視線でその問題点を解消していくのです。ここで私が特に主張しているのは、行動よりも動作と言っています。例えば、「あなたは農薬をちゃんとやっていますか?」「ちゃんと選んでいる。」「ちゃんと希釈している。」「ちゃんと撒いているよ。」はい、ちゃんとちゃんと。このような行動の結果を聞くことだけではだめなんです。確認すべきは、行動ではなく動作です。「農薬の希釈はどうやるの、どこでやるの、いつやるの、じゃあ、道具持ってきて説明してみて」とやると、結構いい加減な振り方をして無造作に入れてみたり…。「それじゃ正確に測れないんじゃないの?」と動作を見て初めてわかるんです。プラクティスとはそういう意味なんです。現場で動作を確認すると、その農家の一つ一つの作業、行動を動作でずっと組み立てられるんです。だから、それぞれの生産者が、自分は実施していると言っている、現場を見に行くと具体的な違いが出てくるのです。そこまで農場のリスクを掘り下げていかないと、目に見えないリスクに対処できないのです。農業の動作を確認することが肝心です。だから、それができるような人を育てなければならないということです。

最後に、世の中の大きな移り変わりがありました。これを見てもらえればわかりますので、また後で見てください。まとめとして、農業、GAPのあるべき姿というものは、農業によるマイナスの外部経済効果、農業は一生懸命やってお金を稼ごうと思っている。農業の目標は、いいものができて、消費者に食べてもらって、お金をもらうという経済活動なんです。予定していないことが起こり始めた。それは2つあるんです。プラスの外部効果は環境がよくなるとか、草がなくなってきれいだとかいうのがあります。水田があるからダム役割を果たしているとか、治水に役立っているとか、それは目標じゃないんだけど、プラスの効果なんです。だけど、環境が汚れてしまう。目に見えないところで汚れているっていうマイナス効果もあるんです。このことと健康被害っていうのを減らすためにあるんですGAPは。だから単に、食品安全さえやっておけば消費者に信頼される、と思っても、結果として、環境汚染に対する対応が悪くて、それが見つかったり、その事が原因で自身の農業に不都合が起きたり、見せ掛けの安全では続かないですから、結局消費者はそういう農業を選ばなくなるのです。そのために、消費者との理解を深めていくことが必要だろうと思っています。結局その

ことは、何も消費者と生産者の間だけの話ではなくて、国際的な社会の、世界の要望なんですね。EUでは21世紀はどうしようかという「アジェンダ2000」を計画し、工業はこうあるべき、農業はこうあるべきと決めた。農業のこうあるべきという内容がGAP規範です。その規範を遵守したGAPの実施が農業プログラムなんです。そして、結局それができれば農業は持続して、農業が持続するということは地域の中ですから、地域振興に貢献するものであるということになる。このことを目指してやるためには、消費者の理解、CSA、Cというのはコンシューマー、消費者です。Sはサポート、お手伝いです。Aは農業です。消費者が農業を支援しない限りGAPは確立できません。法律で縛ってもだめです。法律で縛れば縛るほど逃げ道ができるということもありますし、逃げ道を考えずとも法律では網羅はできない。そうすると、最後は信頼関係なんですね。どうやって信頼していくのかということですね。信頼させる行動、それらの行動や動作というものが保証できるような関係性というものをつくっていくということが大切なことです。安全というものはトータルで、総合力で担保しなければならぬということをご理解いただいて、農業、農家との接点をおつくりいただくことをお願いして、講演を終了します。ご清聴どうもありがとうございました。(拍手)